

令和2年4月13日

専任教員 各位

大学長 江 藤 秀 一
短大部学長 木 宮 健 二

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて（お願い）

新型コロナウイルス感染症につきましては感染拡大の勢いは増すばかりで、先日は緊急事態宣言が国から発せられました。本県に隣接する愛知県その隣の岐阜県も独自に緊急事態宣言を発令しました。静岡県内も少しずつ感染者が増えてきております。今は何よりも感染拡大の防止策が求められております。そこで、本学も本年度の前期授業開始日を4月20日から5月11日に再度延期し、5月31日までの間は対面授業を行わずにポータルサイト等を活用した授業を行うことにいたしました。いわゆる「3密」（「密室」「密集」「密接」）状態になりがちなキャンパス内への学生の立ち入りを原則として禁止することにより、新型コロナウイルスへの感染予防及び学内外への感染拡大防止を目的としております。この措置の実施に伴いまして、皆様への依頼事項を下記のようにとりまとめました。

本学は新型コロナウイルス感染症が報じられた初期の段階から、「学生・教職員の健康と命を守ることはもとより、学内外への感染被害抑止を最優先する」を新型コロナウイルス感染抑止の基本方針として取り組んでまいりました。皆様には多大なご負担やご不便をおかけすることになりますが、一日も早く通常の業務に戻るためには、何よりも感染拡大の防止が必須であります。皆様にはこの方針をご理解いただき、感染拡大の防止へなお一層のご協力をお願いいたします。

記

1. 静岡県外からの通勤や静岡県内外への（からの）往来について【4月14日～5月31日】

(1) 静岡県外からの通勤について

可能な限りキャンパスへは出勤せず、自宅で勤務してください。また、出勤が欠かせない場合でも公共交通機関の利用は避け、可能な限り自家用車等を利用してください。

(2) 静岡県内外への往来について

国の緊急事態宣言地区（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）及び愛知県、岐阜県、京都府への（からの）往来は原則禁止とし、これ以外の地域への（からの）往来も原則として控えてください。

2. ポータルサイト等を活用した授業期間中の勤務について【5月11日～5月31日】

この期間中の授業は新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としておりますので、ご自宅等学外から教育活動を行っていただいても差し支えありません。ただし、就業時間内のすべてにわたる時間を私的な行楽や娯楽に向ける場合は、必ず有給休暇をお取り下さい。

3. 学生指導について【4月14日～5月31日】

学生の構内への立ち入りは原則として禁止しておりますので、研究室等での対面による学生指導は禁止します。また、学外であっても対面による学生指導は禁止します。メール及び電話での対応をお願いします。ただし、動物飼育等研究上やむを得ないものについては、関係部署にご相談ください。

4. 各種会議や打ち合わせについて【4月14日～5月31日】

原則としてテレビ会議、メールや電話で行ってください。対面で行うことが必要不可欠な場合は、広い空間で換気に留意し、互いにソーシャルディスタンス（2メートルほどの距離）を保ち、短時間で行ってください。

【本件担当】

事務局長 佐々木 弘

TEL (内) 710-2205